



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1226	社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録	(障害福祉課).....	1
1227	指定自立支援医療機関の指定	(").....	2
1228	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	2
1229	大規模小売店舗の店舗面積の届出	(").....	3
1230	随意契約の相手方の決定	(薬務課).....	3
1231	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	4
1232	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	4
1233	森林病虫害等防除法による伐倒駆除命令の内容	(").....	4
1234	森林病虫害等防除法による特別伐倒駆除命令の内容	(").....	5
1235	中型まき網漁業の許可又は起業の認可の申請をすべき期間	(資源管理課).....	6
1236	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
1237	道路の供用開始	(").....	7
1238	道路の区域変更	(").....	7
1239	道路の供用開始	(").....	8
1240	道路の区域変更	(").....	8
1241	道路の位置の指定	(都市政策課).....	8
1242	"	(").....	8

○ 選挙管理委員会告示

89	政治団体の届出事項の異動の届出	9
90	政治団体の解散の届出	10
91	政治団体の収支報告書の要旨	10
92	政治団体の設立の届出	10
93	和歌山県知事選挙における選挙人名簿の被登録資格の基準日等	11

○ 公告

軽油引取税免税軽油使用者証の無効	(税務課).....	11
軽油引取税免税証の無効	(").....	11
都市計画の案の縦覧	(都市政策課).....	12

告 示

和歌山県告示第1226号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者を次のとおり登録したので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定に基づき公示する。

平成26年10月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	事業所の名称	事業所の所在地	実施する特定行為の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	登録年月日
302100040	清美の郷あゆむ	和歌山市西庄94-8	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引	有限会社あゆむ	和歌山市磯の浦470番地の7	平成26.10.1
302100041	デイサービス Twinkle	和歌山市舟津町3丁目32-3	口腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	特定非営利活動法人和歌山ケアマネジャーの会	和歌山市舟津町3丁目32-3	平成26.10.1

和歌山県告示第1227号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
国保日高総合病院	御坊市菌116番地2	心臓脈管外科に関する医療	今西敏雄	平成26.9.1

和歌山県告示第1228号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成26年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
セントラルシティ和歌山
和歌山県和歌山市小雑賀805番1外
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
ゼビオ株式会社 代表取締役 諸橋友良
福島県郡山市朝日三丁目7番35号
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）その他未定
（変更後）縦覧図書添付別紙のとおり
- 変更年月日

平成26年9月4日

5 変更した理由

未定テナント確定のため

6 届出年月日

平成26年9月22日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成26年10月3日から平成27年2月3日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1229号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次の大規模小売店舗から店舗面積の合計が同法第3条第1項の基準面積以下となる旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により公告する。

平成26年10月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ橋本林間店

和歌山県橋本市三石台1丁目2番1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社

取締役社長 常陰均

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3 変更した年月日

平成26年8月18日

4 届出年月日

平成26年9月22日

和歌山県告示第1230号

抗インフルエンザウイルス薬の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年10月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る物品の名称及び数量

抗インフルエンザウイルス薬 備蓄用リレンザ（20ブリスター、吸入器付）14,000箱

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県福祉保健部健康局薬務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年9月8日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

グラクソ・スミスクライン株式会社
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目6番15号

5 随意契約に係る契約金額

35,380,800円（うち消費税及び地方消費税の額2,620,800円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第1号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第1231号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成26年9月19日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成26年10月16日まで縦覧に供する。

平成26年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第1号	海南市下津町方字馬瀬2033-2外4筆

和歌山県告示第1232号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1233号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成26年10月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、那賀振興局及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成26年10月24日から平成27年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

平成26年9月3日から同年10月3日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

- (1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合には、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、（4）の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第1234号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成26年10月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

御坊市、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町及び那智勝浦町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成26年10月24日から平成27年3月31日まで

2 森林病害虫の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕すること。

4 命令をしようとする理由

平成26年9月3日から同年10月3日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合には、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、（4）の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第1235号

和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、中型まき網漁業（いわし、あじ又はさばの採捕を目的とするものに限る。）の許可又は起業の認可の申請をすべき期間を平成26年10月24日から同年11月4日までと定めたので、同規則第8条第3項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成26年10月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成26年10月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 吉備金屋線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字水尻字谷前2番1地先から同町大字水尻字谷前6番3地先まで	新	12.86 } 12.86	23.97	

和歌山県告示第1237号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 吉備金屋線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字水尻字谷前2番1地先から同町大字水尻字谷前6番3地先まで

供用開始の期日 平成26年10月3日

和歌山県告示第1238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 生石公園線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字生石字倉根谷383番4地内	旧	2.60 } 5.40	65.00	
同上	新	2.60 } 5.40	65.00	
同上	新	3.50 } 7.50	70.00	

和歌山県告示第1239号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 生石公園線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字生石字倉根谷383番4地内

供用開始の期日 平成26年10月3日

和歌山県告示第1240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 田辺港線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市上屋敷三丁目199番地先から同市上屋敷二丁目119番33地先まで	旧	6.80 } 18.10	168.20	

和歌山県告示第1241号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年10月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3267	橋本市向副字河原田131番2の一部、131番13の一部、131番14の一部、132番5	奈良県五條市田園二丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成 26. 9. 19	6.00	70.41

和歌山県告示第1242号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年10月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3273	新宮市佐野字山田1079番1の一部、1080番1の一部、1081番1の一部、1081番4の一部	新宮市井の沢6番15号 池口拓次	平成 26.9.22	6.00	77.96

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年10月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届 出 年月日	政党・政治 団 体 の 別	備 考
みぞきた好一後援会	代表者	溝北好一	中村義彦	平成 26.8.6	政治団体	
	会計責任者	溝北純一	菅野昭彦			
にさか吉伸日高郡後援会	主たる事務所	日高郡みなべ町筋776番地	日高郡由良町衣奈171番地	平成 26.8.8	政治団体	
	代表者	小谷芳正	畑中雅央			
	会計責任者	森下誠史	小谷芳正			
堀江まち子後援会	会計責任者	山口一美	小林榮子	平成 26.8.21	政治団体	
MELON和歌山社会活動委員会	代表者	清水輝彦	湯川正文	平成 26.8.27	政治団体	
自由民主党和歌山県ときわ会支部	代表者	森田茂	大西邦和	平成 26.8.29	政党	
岩田弘彦後援会	主たる事務所	橋本市隅田町河瀬304番地	橋本市隅田町河瀬93-1	平成 26.8.29	政治団体	
	会計責任者	西谷章	岡本隆弘			
浜田しんすけ後援会	主たる事務所	和歌山市府中1011-82	和歌山市杉ノ馬場2丁目81	平成 26.9.10	政治団体	
和歌山蹊成会	主たる事務所	和歌山市府中1011-82	和歌山市杉ノ馬場2丁目81	平成 26.9.10	政治団体	
和歌山市の明日を拓く会	主たる事務所	和歌山市府中1011-82	和歌山市杉ノ馬場2丁目81	平成 26.9.10	政治団体	

仁坂吉伸橋本後援会	会計責任者	鈴江利夫	岸田俊規	平成 26.9.10	政治団体	
-----------	-------	------	------	---------------	------	--

和歌山県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年10月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解散 年月日	届出 年月日
青山会	上野絹枝	平成 26.8.15	平成 26.8.28
とき健二後援会	武田康嗣	平成 26.8.27	平成 26.8.28

和歌山県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成26年10月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の収支報告書（平成25年分）の要旨

（単位：円）

とき健二後援会

報告年月日 26.8.27

1 収入総額	0
2 支出総額	0

青山会

報告年月日 26.8.28

1 収入総額	5,613
前年繰越額	5,613
2 支出総額	5,613
3 支出の内訳	
経常経費	5,613
事務所費	5,613

政治団体の収支報告書（平成26年分）の要旨

青山会

報告年月日 26.8.28

1 収入総額	0
2 支出総額	0

とき健二後援会

報告年月日 26.8.28

1 収入総額	0
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年10月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党和歌山県柔道整復師支部	原正和	山根寿文	和歌山市太田143番地の4	○	平成26.9.4

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
中村もとひこ後援会	中村元彦	栗山慎一	和歌山市小雑賀48番地	平成26.8.18

和歌山県選挙管理委員会告示第93号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成26年11月30日執行予定の和歌山県知事選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する日を次のとおり告示する。

平成26年10月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

- 1 基準となる日 平成26年11月12日。ただし、年齢については平成26年11月30日
- 2 登録を行う日 平成26年11月12日
- 3 縦覧に供する日 平成26年11月13日

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成26年8月25日以降無効とする。

平成26年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付した事務所
船舶	和歌山県第400496号	平成26年6月30日から平成27年3月31日まで	岩出市金池378-3 金子勇二	紀北県税事務所

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成26年8月25日以降無効とする。

平成26年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
5リットル券	船舶	4401335 ゝ 4401450	116枚	平成26年7月1日から 平成26年9月30日まで	紀北県税事務所	平成26年8月25日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成26年10月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画道路（3・3・9号西脇山口線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県和歌山市直川字野田、足ノ田
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
和歌山市まちづくり局都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成26年10月17日から同月31日まで